



鳥取県公報

平成 21 年 8 月 14 日 (金)
第 8 1 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	携帯電話販売店フィルタリングサービス実態調査の実施 (517) (青少年・文教課) . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (2件) (518・519) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (520) (〃) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (521) (くらしの安心推進課) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (39) 4
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (40) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (23) (教育総務課) 4

告 示

鳥取県告示第517号

鳥取県統計条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

携帯電話販売店フィルタリングサービス実態調査

2 調査の目的

この調査は、青少年が有害情報に接する媒体となるおそれが強い携帯電話の販売実態を確認するため、事業者、販売店の所在地及び鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）等の法令で求められる青少年への販売時におけるフィルタリングサービスに関する説明等の実施状況を調査し、及びデータベース化することにより、青少年の健全育成に必要な環境浄化へ活用することを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内で携帯電話を販売している事業者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業者の属性

イ 携帯電話販売時のフィルタリング機能等に関する説明状況

ウ 関連法令の認知度

エ フィルタリング機能普及に関する意識

(2) その基準となる期日又は期間

7に同じ。

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

電話等により携帯電話の販売を行っていることが確認できた事業者を鳥取県職員が訪問し、調査票の内容について聴き取る方法で行う。

7 報告を求める期間

平成21年5月13日から同年6月26日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
石川内科胃腸科医院	米子市義方町14-5	平成21年4月25日

鳥取県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、診療所及び薬局を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
松岡歯科	鳥取市国府町分上一丁目108-1	平成21年8月1日
のぞみ薬局	東伯郡湯梨浜町大字田後223-1	〃
ひらた内科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	平成21年8月3日

鳥取県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
石川内科胃腸科医院	米子市義方町14-5	平成21年4月24日

鳥取県告示第521号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡 日南町	平成21年9月15日（火）	午後1時から 午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡 日野町	平成21年9月17日（木）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡 江府町	平成21年9月18日（金）	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館

日野郡	平成21年9月29日（火）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
〃	平成21年10月1日（木）から同月30日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの 安心局くらしの安心推進課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成21年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成21年8月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成21年8月21日（金） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第40号

日野町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
日野町青年の家	日野郡日野町濁谷1119
黒坂保育所	日野郡日野町黒坂1124-1

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第23号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成21年8月14日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成21年8月18日（火） 午前10時00分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題

- (1) 平成22年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
- (2) その他